

第5回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成31年1月21日
 告示番号 第1号
 会議年月日 平成31年1月25日
 会議の場所 一関市千厩町 三嶋の湯
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸
 局長補佐 岩 渕 道 明
 企画係長 千 葉 奈津枝
 主任主事 西 卷 孝 志

本日の案件 第5回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時40分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第5回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、8番 松岡 千賀子 委員より欠席する旨の届出がありました。 また、19番 佐々木 栄一 委員より遅刻する旨の届出がございました。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、あらかじめご了承ください。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に10番 佐藤 和威治 委員、11番 石川 誠司 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>書記には、千葉係長、西卷主任主事を指名いたします。 議案審議に入ります。 「報告第8号 農政専門委員会の報告について」を上程いたし</p>

農政専門委員長

ます。

一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、農政専門委員長より報告願います。

それでは、私のほうから報告を申し上げます。

去る1月22日、川崎農村環境改善センターにおいて、第2回農政専門委員会を開催し、平成30年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書（案）について、農政専門委員8名により協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

事務局からは小野寺事務局長、千葉係長が出席いたしました。

協議の内容は、お手元の結果報告書のとおりでございます。

市長への意見書は、平成29年度まで各農業委員から提出された意見を農政課題に係る意見書として取りまとめておりましたが、平成30年度からは、改正農業委員会法第38条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を提出することとなり、各地域推進班から提出された意見書を取りまとめたものとなりました。

事務局提案の意見書原案について、前段、1担い手への農地利用の集積・集約化、2遊休農地の発生防止・解消、3新規参入の促進の項目ごとに農政専門委員の意見を踏まえつつ修正を行い、最終案を作成いたしました。

この意見書案につきましては、本日、議案第36号として審議いただきますので、よろしく審議のほどお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

議 長

ご苦労さまでした。

以上で「報告第8号」の説明を終わります。

この際、質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第8号の質疑を終わります。

次に、「報告第9号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

それでは、資料の2ページをお開き願います。

報告第9号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

3ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成31年1月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から6ページの第11号までの11件、11名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第9号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第9号の質疑を終わります。

次に、「報告第10号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

7ページをお開き願います。

報告第10号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第3号までの3件、4筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知をしております。

議

長

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分3件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第10号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議

長

なければ、報告第10号の質疑を終わります。

議

長

次に、「議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局

長

8ページをご覧願います。

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請7件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成36年1月31日までの5年間となっております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧願います。

第3号と第4号については、労力不足にある田の所有者と経営規模を拡大したい畑の所有者が、お互いの所有する農地を交換するというものです。

9ページ及び10ページをご覧願います。

第5号と第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸貸借により借受けしようとするもので、貸貸借期間は、第5号については平成36年3月31日までの5年間、第6号については平成41年3月31日までの10年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第7号についても、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸貸借により借受けしようとするもので、貸貸借期間は記載のとおり平成35年12月31日までの4年10か月で、物納となっております。

11ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請3件でございます。

第8号ですが、まず議案の訂正をお願いいたします。

貸付人と借受人の年齢の記載が漏れておりました。

貸付人の年齢は58歳、借受人の年齢は70歳でありますので、加筆訂正をお願いいたします。

第8号についてですが、借受人は今までは作業委託を受けて耕作をしていましたが、これからは賃貸借により耕作を続けたいというものです。

賃貸借期間は記載のとおり平成34年1月31日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

11ページから13ページをご覧ください。

第9号につきましては、貸付人の子の妻に経営を集約するため使用貸借により貸付けようとするものです。

貸借期間は記載のとおり平成41年1月25日までの10年間となっております。

14ページをご覧ください。

第10号については、貸付人が県外に単身赴任中のため、隣接農地を所有する借受人が経営規模拡大のため借受けようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成37年1月31日までの6年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請3件でございます。

第11号については、貸付人が高齢で労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成41年3月31日までの10年2か月となっております。

15ページをご覧ください。

第12号については、譲渡人が自宅と農地が離れており、管理が難しくなったことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第13号については、譲渡人が経営規模を縮小したいことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請3件でございます。

15ページの第14号から16ページの第16号までの3件について

は、いずれも譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

次に、東山地域に係る申請2件でございます。

16ページの第17号と17ページの第18号については、耕作の利便性を図るため、自分が所有する農地の近くにある相手方が所有する農地をそれぞれ交換するものであります。

次に、室根地域に係る申請1件でございます。

第19号については、譲渡人が農地を処分したいことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第20号及び18ページの第21号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作できない状況にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

以上、21件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第27号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いいたします。

23番
三浦善昭委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、一関地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成31年1月15日、火曜日、午前9時より、農業委員 私 三浦、それから推進委員 渡邊、佐々木、事務局職員 小野寺事務局長、阿部主任主事、千葉主任の6名で行いました。

報告内容、第1号から第7号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

18番
佐藤多賀幸委員

それでは、花泉地域の第3条現地調査報告書につきまして、報告申し上げます。

議 長
16番
小山悦郎委員

現地調査日は1月11日、午前9時からでございます。

現地調査員は、農業委員は私 佐藤と、それから最適化推進委員は千葉委員、佐藤委員です。

支所職員は藤江産業経済課主任主事でございます。

報告内容、第8号から第10号につきまして、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、大東地域の農地法第3条現地調査報告書、報告いたします。

現地調査日、平成31年1月11日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 鈴木委員、私 小山、それから農地利用最適化推進委員の小野寺委員、それから事務局職員 千葉主任、支所職員 熊谷産業経済課主任主事の5名で行いました。

報告内容、第11号から第13号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと判断いたしました。

以上です。

ありがとうございました。

議 長
24番
千田幹雄委員

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

調査日が平成31年1月11日、午前10時からです。

農業委員は私 千田、それから推進委員が千葉委員と渡邊委員、事務局職員が西巻主任主事、それから支所職員が畠山産業経済課主査です。

報告内容ですが、第14号から第16号につきまして、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま。

以上です。

ご苦労さまでした。

議 長

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

13番
鈴木初男委員

東山地域、農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成31年1月11日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員 渡辺、菅原、事務局職員 千葉主任、支所職員は渡邊産業経済課長補佐です。

報告内容、第17号から第18号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断しました。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

17番
芳賀武郎委員

農地法第3条現地調査報告、室根地域です。

調査日は平成31年1月11日、午前9時半より、調査員は農業委員として千葉委員と私 芳賀、最適化推進委員の菅原、支所職員 土屋産業経済課主任主事です。

報告内容、第19号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

14番
畠山信吾委員

藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。

本来であれば、現地調査に出向いた委員であります佐々木 栄一 委員からの報告であることが望ましいのでございますが、本日は所要により遅刻ということでございます。

それから、さらに藤沢地域では現地調査が終了後、農業委員と最適化推進委員の全員が集まりまして、検討会においてその内容は皆さん共有しているところでございますので、代わって報告いたしますことをご容赦いただきたいと思います。

それでは報告いたします。

現地調査日は平成31年1月11日、金曜日、午後1時30分より、調査員は農業委員が佐々木 栄一 委員、最適化推進委員が畠山委員、菅原委員でございます。

事務局職員は西巻主任主事、それから支所職員が佐藤産業経済課主事と同行しております。

		<p>第20号と第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました。</p> <p>効率的な利用が図られており、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果についての報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第27号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第28号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。</p>
局 長 補 佐		<p>局長補佐より説明いたさせます。</p> <p>それでは、19ページをお開き願います。</p> <p>議案第28号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので、意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、第1号につきましては、議案第30号で審査していただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本議案に係る申請は、農地法第5条に係る申請が花泉地域3件でございます。</p> <p>第1号は、平成29年12月25日付けで豚舎を整備する目的で5条許可があったものでございますが、当初は隣接農地との境界に擁壁を設置することとしており、設計の精査をしたところ多額の費用がかかることが判明し、計画した予算で工事を行うため法面を形成する工法へ変更したいことから新たに土地が必要となったものでございます。</p> <p>なお、これに伴う設計変更や転用手続きに時間を要するため、</p>

		工事期間を延長するものでございます。
		第2号と第3号は、第1号の変更に伴う工事期間の延長となるものでございます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第28号」の説明を終わります。
		審議願います。
11番		この場所は前にも経緯があったと思いますけれども、このこと
石川誠司委員		について、住民に説明をして意見を聞いているのか、お金の問題
		ばかりでいいのか、お尋ねします。
局長補佐		事務局では、確認しておりませんが、地元の農業委員の方で何
		か聞いたことがありましたらお願いしたいと思います。
7番		ここは、3年前まで私の部落と同じ行政区であった場所です。
佐藤均委員		ですので、地域住民の思いなど、そういったものは十分承知し
		ておりまして、今回この案件が出たとき、地区の農業委員は、地
		域に説明がないままでは賛成も反対もできないので保留にする
		ということで話し合いをしておりました。
		それで地域に説明をして、その結果、地域から反対意見はな
		く、採決で賛成となったという経緯のある場所です。
		住民たちに十分説明をしていて、現在、反対意見はないという
		状態です。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございました。
		ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第28号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい
		て」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第28号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申
		請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐		20ページをお開き願います。

議 長
18番
佐藤多賀幸委員

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は1件で、花泉地域に係るものでございます。

第1号は、申請人の住宅が老朽化したことから、新たに自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第29号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、花泉地域の担当委員の方より報告をお願いいたします。

農地法第4条現地調査につきまして、ご報告させていただきます。

調査日は1月18日、午前9時からです。

調査員は先ほどの3条と同じでございますので、割愛させていただきますと思います。

報告内容でございますが、申請地は、花泉支所から南東に約3.4kmの位置にございまして、周囲は東側が宅地及び農地、西・南側が農地、北側が宅地となっている場所でございます。

申請人が自己住宅を建築する計画でありまして、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上でございます。

議 長

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対

議長
議長
局長補佐

する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場です。

よって、「議案第29号」を許可相当と決します。

次に、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

21ページをお開き願います。

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は16件で、一関地域が8件、花泉地域が1件、大東地域が2件、千厩地域、東山地域、川崎地域がそれぞれ1件、藤沢地域が2件でございます。

第1号は、譲受人が宅地への進入路を拡幅したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、借受人が事業拡大による車両数の増大のため駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

第3号は、借受人が親から独立するため自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

22ページをお開き願います。

第4号は、譲受人がモデルハウスを建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第5号は、第4号と申請内容が同じでございまして、第4号の場所の近くにモデルハウスを建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が事業用倉庫の設置及び駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

第7号は、譲受人が大型トラック等の貸し駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第8号は、譲受人がブロック擁壁を設置したものの転用の追認申請でございます。

譲受人は、平成17年10月頃、既存の擁壁が土圧により膨らんでいることに気づき、このままでは崩れると思い業者に修復を依頼しました。

当初は、転用の必要のないL型擁壁で修復を予定していましたが、工事中に水道管に亀裂が生じ、既存擁壁が崩れたことから工法を変更し、積みブロックを設置したところ、一部農地に入ったことから、追認により許可を求めるものでございます。

なお、譲受人からは、始末書を提出していただいております。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

第9号は、議案第28号でも説明しましたが、借受人が当初予定していた擁壁の設置工事を法面形成工事に変更したいので、新たに土地が必要となったことから、田4,745㎡のうち1,001㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、農振地域内の用途区分に沿った利用であることから転用に問題はないものと考えます。

24ページをお開き願います。

第10号は、借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤード等として利用したいので、畑1,941㎡のうち39.84㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年7月31日までです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第11号は、譲受人が現在の私道が狭いため拡幅し、駐車場を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第12号は、借受人が借家住まいであることから自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第13号は、借受人が市発注の「東山小学校改修工事」に伴う工

事関係車両の駐車場として利用したいので、一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成32年1月31日までです。

農地区分は、農振農用地域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第14号は、譲受人が自己住宅を建築したいので、転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第15号は、譲受人が自己住宅を建築し、進入路を整備したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第1種農地と判断いたしましたが、地域農業の振興に資する施設として集落に接続して設置するものであることから転用に問題ないものと考えます。

26ページをお開き願います。

第16号は、譲受人が現在の住居は手狭で老朽化していることから、自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第30号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

23番
三浦善昭委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告を申し上げます。

現地調査日、調査員につきましては3条と同じですので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自宅への進入路を拡幅する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第2号、申請人が事業拡大に伴い車両数が増大したことから、トラック用駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第3号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第4号、申請人がモデルハウスを建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第5号、申請人がモデルハウスを建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

第6号、申請人が事業用倉庫の建築及び駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第7号、申請人が貸し駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第8号、申請人がブロック擁壁を設置する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

なお、本計画は、既存擁壁が土圧で膨らんでいるのを確認し、当初は転用の必要がないL型擁壁を施工予定でありましたが、工事中に既存の擁壁が崩れたことから、急遽、間知ブロックを設置したところ、一部農地に入ってしまったことから、追認により許可を求めるものということでございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、花泉地域の5条現地調査報告書でございます。

現地調査日は1月11日、午前9時からでございます。

調査員は3条、4条と同じでございますので割愛させていただきます。

現地確認を行った結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

第9号、申請地は、JR花泉駅から北東に約4.9kmの位置にございまして、周囲は東・南側が原野、西側が市道、北側が農地となっております。

議 長

18番

佐藤多賀幸委員

議 長
16番
小山悦郎委員

申請人が豚舎を建築する計画として、平成29年12月25日付け県南広第5-51で農地法第5条の許可を受けておりますが、用地の造成工法を擁壁保護から法面保護に変更することにより、事業に必要な面積がふえたことから、追加で転用申請するものでありまして、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告を行います。
現地調査日と現地調査員につきましては第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

第10号、申請人が携帯電話無線基地局建設に伴う作業場及び資材置場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに現状復旧するものであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

議 長
24番
千田幹雄委員

千厩地域の農地法第5条の現地調査の報告を行います。

調査日と調査員につきましては、先ほどの第3条と同じでございますので割愛させていただきたいと思

います。

報告内容でございますけれども、現地確認を行った結果、次のとおりでございますので報告いたします。
第12号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地には影響はないものと思われま

す。

以上でございます。

議 長
13番
鈴木初男委員

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告を行います。
現地調査日と現地調査員は第3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第13号、申請地は東山支所から北側に約1.3kmの位置にあり、周囲は東・南・北側が農地、西側が市道となっています。

申請人が公共工事に伴う工事関係者等の駐車場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと判断しました。

なお、本工事は、一関市発注の「東山小学校改修工事」であります。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、川崎地域です。

現地調査日は平成31年1月11日、午前9時より、調査員、私遠藤、高橋農地利用最適化推進委員、小野寺推進委員、支所からは菅原産業経済課長補佐です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行いました。

第14号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、藤沢地域の報告を申し上げます。

調査日は平成31年1月11日、午後1時30分より、調査員につきましては私 佐々木と推進委員 畠山、菅原、それから事務局職員 西巻主任主事、支所職員 佐藤産業経済課主事でございます。

現地確認を行いましたのでご報告申し上げます。

第15号でございます。

申請地は、藤沢支所から北西に約3.3kmの位置にあり、周囲は東側が農地、西・南側が農地及び市道、北側が現況宅地（消防屯所）となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

議 長
15番
遠藤勝幸委員

議 長
19番
佐々木栄一委員

		次に、第16号であります。
		申請地は、藤沢支所から西に約5kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が農地、南側が市道となっております。
		申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。
		なお、申請地の隣接農地（黄海字古堂128-1）は申請人が取得する予定であります（議案第27号の3条 番号21のとおり）。
		以上、報告いたします。
議	長	ご苦労さまでした。
		以上で現地調査の結果についての報告を終わります。
		審議願います。
		（なしの声あり）
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		（挙手満場）
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第30号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第31号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		27ページをお開き願います。
		議案第31号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。
		一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。
		29ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、利用権貸借が103件、所有権移転が4件、農地中間管理機構に係る貸借で個別案件が13件でございます。
		初めに利用権貸借でございますが、第1号から38ページの第21号までは、一関地域に係る申請でございます。
		第22号から70ページの第75号までの54件は、花泉地域に係る申

請でございます。

第76号から72ページの第80号までの5件は、大東地域に係る申請でございます。

第81号と第82号は、千厩地域に係る申請でございます。

第83号と第84号は、東山地域に係る申請でございます。

第85号から74ページの第87号までの3件は、室根地域に係る申請でございます。

第88号から79ページの第101号までの14件は、川崎地域に係る申請でございます。

第102号と80ページの第103号は、藤沢地域に係る申請でございます。

81ページをお開き願います。

次に所有権移転でございますが、第1号は、大東地域に係る申請でございます。

第2号と第3号は、室根地域に係る申請でございます。

82ページをお開き願います。

第4号は、藤沢地域に係る申請でございます。

次に、農地中間管理機構に係る貸借で個別案件でございますが、第1号と第2号につきましては、一関地域に係る申請でございます。

第3号から88ページの第12号までの10件は、室根地域に係る申請でございます。

第13号は、藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第31号」の説明を終わります。

なお、貸借権設定第7号から第9号、第11号について6番 佐藤 徹 委員、第87号について4番 千葉 綾雄 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第31号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を 貸借権設定第7号から第9号、第11号、第87号を除き可と決する 方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第31号」を貸借権設定第7号から第9号、第11 号、第87号を除き可と決します。
議	長	次に、貸借権設定第7号から第9号、第11号について審議いた します。 佐藤 徹 委員は退室願います。 (午後2時43分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第31号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、 貸借権設定第7号から第9号、第11号を可と決する方は挙手願 います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第31号」、貸借権設定第7号から第9号、第11 号を可と決しました。 佐藤 徹 委員は入室願います。 (午後2時44分 入室)
議	長	佐藤 徹 委員に申し上げます。 「議案第31号」、貸借権設定第7号から第9号、第11号は可と 決しました。
議	長	次に、貸借権設定第87号を審議いたします。 千葉 綾雄 委員は退室願います。 (午後2時45分 退室)
議	長	審議願います。 (なしの声あり)

議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第31号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、 貸借権設定第87号を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第31号」、貸借権設定第87号を可と決しました。
議	長	千葉 綾雄 委員は入室願います。 (午後2時46分 入室)
議	長	千葉 綾雄 委員に申し上げます。 「議案第31号」、貸借権設定第87号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第32号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。
局 長 補 佐		局長補佐より説明いたさせます。 それでは、別冊の議案をご覧願います。 議案第32号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。 一関市長より、91ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。 92ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が9件でございます。 第1号と第2号は、一関地域に係る申請でございます。 第3号は、千厩地域に係る申請でございます。 93ページをお開き願います。 第4号から第8号までの5件は、室根地域に係る申請でございます。 第9号は、藤沢地域に係る申請でございます。 以上、各申請の内容については記載のとおりでございます。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。
議	長	以上で説明を終わります。 以上で「議案第32号」の説明を終わります。 審議願います。

議 長	(なしの声あり) 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決していたします。 「議案第32号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。
議 長	(挙手満場) 挙手満場です。
議 長	よって、「議案第32号」は可と決します。
局 長 補 佐	次に、「議案第33号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 94ページをお開き願います。 議案第33号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。 本議案に係る申請は6件で、一関地域が3件、大東地域が2件、千厩地域が1件でございます。 申請の内容は、96ページの第6号まで記載のとおりですのでご覧願います。 いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。 以上で説明を終わります。
議 長	以上で「議案第33号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。
23番 三浦善昭委員	まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。 それでは、一関地域の農地法適用外現地調査報告を行います。 調査日、調査員につきましては第3条と同じですので、割愛させていただきます。 報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。 第1号、申請地は、平成10年頃から物置を設置しており、既に農地性は失われております。

議 長
16番
小山悦郎委員

第2号、申請地は、平成元年頃にゲートボール場として利用していましたが、その後使用しなくなり、原野化していることから、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、平成6年頃から宅地・駐車スペース及び通路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、現地調査員につきましては3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR摺沢駅から南西に約580mの位置にあり、周囲は東側が山林、西・南側が現況山林、北側が原野となっています。

平成元年頃から耕作管理ができず原野化しており、既に農地性は失われています。

第5号、申請地は、JR摺沢駅から北に2.7kmの位置にあり、周囲は東・西・南側が市道、北側が宅地となっています。

昭和45年頃から自宅の進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の適用外現地調査の報告を行います。

調査日、調査員につきましては第3条、第5条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容でございますが、現地調査書によりまして現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、千厩支所から南東に約3kmの位置にあり、周囲は東・西側が農地、南側は市道、北側が宅地となっております。

117-5につきましては、平成5年頃から宅地として、119-4につきましては昭和50年頃から自宅への進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

議 長
24番
千田幹雄委員

議 長	<p>以上でございます。 ご苦労さまでした。 以上で現地調査の結果についての説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第33号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。 よって、「議案第33号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否について」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>97ページをお開き願います。 議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定についての議案の内容についてご説明いたします。 次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願が提出されましたので、当該証明の可否についての処分の決定を求めるものでございます。 本議案に係る申請は、一関地域が1件でございます。 被相続人、相続人、適用を受けようとする農地は記載のとおりでございます。 被相続人につきましては、平成30年11月19日に亡くなっており、申請者が被相続人の農地を遺産分割協議書により相続することになったことに伴い、死亡した日から10か月以内に税務署へ相続税の納税猶予を受けるための適格者証明書を提出する必要があります。 適格者であるか否かの当委員会の判断の要件といたしましては、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた者であるか、または、特定貸付けを行っていた者か、相続を受ける者の要件につきましては、相続により取得した農地等で今後農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるか、または、相続</p>

により取得した農地は特定貸付けを行っていた農地かの要件を満たす方であり、今回の申請はその要件を満たすものと考えます。

今回は、被相続人が特定貸付けを行っていた農地を取得し、引き続き特定貸付けを行うこと、また、ほかの農地は引き続き農業を行うと認められることから該当するものと思われま

す。なお、相続税の納税猶予は相続人が死亡した日まで猶予され、免除になるものでございます。

もし、途中で20%以上農地を売ったとか転用してしまった場合、また、耕作放棄した場合は、全額利子を付けて遡って納めることとなり、20%以内の場合はその売った分、転用した分、耕作放棄した分の相続税に利子を付けて納付することとなります。

以上で、説明を終わります。

議 長 以上で「議案第34号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第34号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第35号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長 資料の98ページをご覧ください。

議案第35号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

一関市職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように改正し、平成31年4月1日から施行することについて議決を求めるものでございます。

99ページ及び100ページをご覧ください。

人事評価についてでございますが、一関市では職員一人ひとりの能力や意欲の向上と組織力を高めるため、人材育成を目的とした人事評価制度を実施しております。

その人事評価制度の具体的な方法を規定しているものが、一関市職員人事評価実施規程になります。

今回はその一部を改正するというものです。

議案につきましては、改正する条文のみになりますが、左側が改正前、右側が改正後の条文であり、改正部分には下線を引いてございます。

まず第4条及び別表になりますが、係長級及び課長補佐級の職員を評価補助者に位置づける改正となります。

改正の理由は、評価精度の向上、一次評価者の負担軽減及び係長級・課長補佐級職員のマネジメント能力向上を図るためであります。

次に第14条ですが、一次評価者が特に必要と認める職員と職員課長との面談の実施を可能とする改正になります。

改正の理由は、一次評価者の育成面談のみでは能力向上及び業績向上が見込まれない職員に対しての指導を強化するためであります。

一部改正についての説明は以上になります。

議 長 以上で「議案第35号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第35号 一関市職員人事評価実施規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第35号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第36号 平成30年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長 別綴りであります議案第36号をご参照願います。

議案第36号 平成30年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について、議案の内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農業委員会として市長に提出する「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を別紙のとおり

決定することについて、議決を求めるものです。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業・農村の声を代表する組織として、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地利用最適化推進施策の改善について、意見書を提出しなければなりません。

また、意見書の提出を受けた関係行政機関は、その内容を考慮しなければならないこととされています。

意見書原案の作成に当たっては、各地域推進班から出された意見を参考に取りまとめたものであります。

また、本日の報告第8号で農政専門委員長の報告にあったとおり、原案を農政専門委員会で協議し、そこで出された意見を反映した内容となっております。

具体的な内容については、意見書をご覧いただきながら説明いたします。

まず前文になりますが、わが国の農業を取り巻く環境、他国との関係、一関市の取り組みについて触れた後に、当農業委員会の新体制での活動について記述をしております。

次のページになりますが、具体的な要望であります、農地利用最適化の推進に関する意見ということで、3つの項目にまとめております。

1としまして、担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、農地中間管理事業がスタートから5年が経過し、来年度からは制度の見直しが見られることから、農業委員会は農地中間管理機構とさらに連携を強めてまいります、市に対しては、基盤整備事業の実施、地域農業マスタープランの取り組み、集落営農組織の設立・法人化支援などについて要望するものです。

2としまして、遊休農地の発生防止・解消については、遊休農地は基盤整備の遅れがちな中山間地でますます増加すると見込まれることから、市に対しては、担い手対策の充実、守るべき農地の明確化、耕作者の意向の把握などについて要望するものです。

最後のページになりますが、3としまして、新規参入の促進につきましては、農業への新規参入に関係機関は多様な支援事業を実施しておりますが、さらなる就農者の増加に向けまして、市に対しては、市全体の魅力を発信、就農後の指導の強化、研修施設の整備、兼業農家等への支援などについて要望するものです。

意見書の内容については、以上になります。

議	長	<p>なお、市長への提出は、1月30日の予定となっております。 説明については、以上であります。</p> <p>以上で「議案第36号」の説明を終わります。 審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第36号 平成30年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第36号」を可と決します。</p>
議	長	<p>以上で議案審議が終了いたしました。</p> <p>第5回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">(午後3時08分閉会)</p>

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員